

1 特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設) 2) 居住系施設

なければ15人まで認めることになった。(平 11 厚令 46、平 12.3.17 老企 214 〈第 5 4(5)③〉)。

2012(平成 24)年の改正で「参酌すべき基準」になったことを受けて、**地方公共団体が条例を定めているので確認すること。また、10人を超える場合には職員配置を若干増やすことになった。**

8 共同生活室

当該ユニットの入居者全員とその介護を行う職員が一度に食事をしたり、談話等を楽しんだりすることが可能な備品を備えたうえで、当該共同生活室内を車いすが支障なく通行できる形状が確保されていること。入居者が、その心身の状況に応じて家事を行うことができるようにする観点から、簡易な流し、調理設備を設けることが望ましい(平 11 厚令 46、平 12.3.17 老企 214 〈第 5 4(6)〉)。ユニット内への調理設備の設置については通知が出ている(平 15.3.31 老計 0331003)。

9 共同生活室間の壁

共同生活室間の壁は可動式としてはならない(ユニット型個室の特別養護老人ホームの設備に関する Q&A について(平 23.12.1 事務連絡))。

10 ユニット型個室的多床室

ユニットに属さない居室を改修したもので、居室の床面積が 10.65㎡以上であるもの。入居者同士の視線の遮断の確保を前提にしたうえで、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間(スプリンクラー、排煙を考慮した寸法)が生じていても差し支えない(平 12.3.17 老発 214 〈第 5 4(5)⑤□〉)。

11 浴室

ユニット型では、居室のある階ごとに設けることが望ましい(平 12.3.17 老発 214 〈第 5 4(9)〉)。レジオネラ症対策を講じること(平 15.7.25 健感 0725001)。

12 便所、洗面設備

ユニット型では、居室ごと、または共同生活室ごとに適当数設けること。従来型では居室のある階ごとに設けること(平 12.3.17 老発 214 〈第 5 4(7)、(8)〉)。

13 宿直室、霊安室

2003(平成 15)年の改正で宿直室、霊安室は設備基準の記載がなくなったが、宿直については「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」(昭 62.9.18 社施 107)によって宿直者を必ず配置することとされている。

14 併設施設との設備共用

他の社会福祉施設等の設備を利用することによって効果的な運営を期待でき、かつ入所者の処遇に支障がない場合は、一部の所要室を設けないことができる(平 11 厚令 46)。

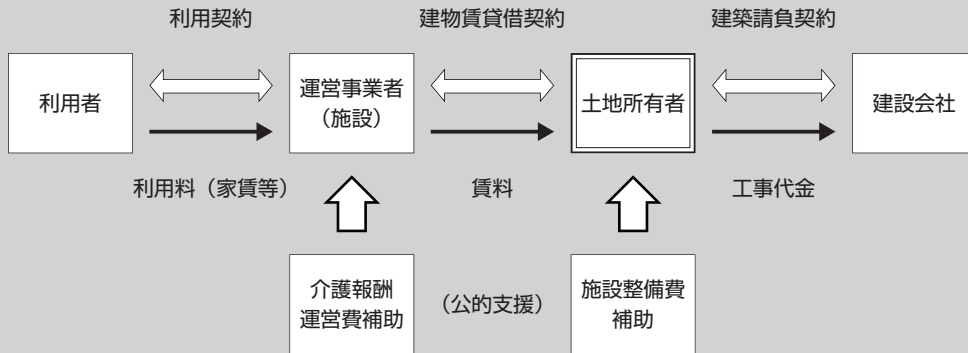
15 「特別養護老人ホーム等の医務室に係る保険医療機関の指定の取扱いについて」(平成 24 年 3 月 26 日事務連絡)により、特別養護老人ホームの医務室については、その構造等がすべての被保険者に対して開放されている等必要な条件を満たす場合には保険医療機関として指定できることが改めて周知された。

高齢者施設の施設整備費補助において、東京都は従来の事業者整備型に加えオーナー整備型を独自に制度化している。

① 施設整備費補助制度の類型

- ・事業者整備型：運営事業者が自己所有または賃借した土地に施設を建築して受ける補助
- ・オーナー整備型：地主が所有する土地に施設を建築して受ける補助（建物を運営者に賃貸）

② オーナー整備型補助制度のしくみ



③ オーナー整備型補助制度の対象施設と補助単価

- ・認知症高齢者グループホーム：1ユニットあたり2000万円（最大3ユニット）
- ・都市型軽費老人ホーム：定員1人あたり400万円（定員5人以上20人以下）
- ・介護専用型有料老人ホーム：定員1人あたり200万円（定員30人以上）
- ・ショートステイ（単独型・病院等併設型）：定員1人あたり387万円（定員20人以上）
- ・特別養護老人ホーム：定員1人あたり500万円（ユニット型・定員30人以上）

④ オーナー整備型補助制度の注意点

土地・建物に事業の安定的な継続に支障が生じるおそれがある権利設定がされていないこと

- ・原則として抵当権（根抵当権を含む）設定不可
- ・施設整備を目的とした抵当権は認められる（根抵当権設定不可）